

4
月
1
日
開
所
！



障害者・困窮者 年金等サポートセンター

相談に来られる方の中には「何か経済的権利があるかもしれない」という場合もあるのではないのでしょうか。全国で唯一、障害者・困窮者支援に専門性を持つ社会保険労務士が調査・請求代行いたします。

障害者・困窮者年金等サポートセンターは
社会保険労務士法人For the othersが運営しています。

〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太2-23-5
営業時間／ 09:00 ～ 16:30 定休日／ 土・日・祝
URL／ <https://www.fortheothers.group/center.html>



お問い合わせは
左のフォームから

障害者・困窮者の方が相談にいらした際、年金をもらっていない等
「何か経済的権利があるのでは？」と思ったら

障害者・困窮者年金等サポートセンター

にお繋ぎください！

支 援 例

地方公共団体様生活保護担当部署で、すでに数多くの支援をしております！
障害福祉担当部署・介護保険担当部署とも連携実績がございます！



老齢年金の請求代行

自宅にて生活しているものの、無年金者で経済困窮状態。高齢者福祉担当から相談
⇒年金調査したところ受給権があったため、老齢年金の請求代行を実施し、約300万円入金されて経済状態が安定！



障害年金の請求代行

居宅介護支援事業所にて介護保険サービスを検討していたものの、生活困窮のためサービス利用に後ろ向きだった
⇒両足切断だったことから障害年金受給権が発生し、請求代行。障害年金から介護費用をカバー！



障害年金の請求代行

DV被害を受けていた知的障害者が障害福祉課に相談。対応の途中で障害年金未受給だったことに気づき、請求代行の相談
⇒病院がすでに診断書を作成していたため、相談3日後に請求代行。別地域に移り安全を確保し、かつ経済面もサポート！



傷病手当金の請求代行

体調が優れず退職して入院。病院から医療費支払いの相談
⇒社会保険に加入していたことから、休職中の時期から傷病手当金の権利があったため、請求代行して困窮状態から脱出！

現在、生活保護の方や、生活保護申請前の方に関して年金等を調査し、権利を有するならば請求代行・権利擁護をする業務を実施しております。

8 地方公共団体様（北本市様・桶川市様・鴻巣市様・新座市様・和光市様・坂戸市様・東松山市様・三郷市様）の生活保護担当部署より受託し、多くの方の障害年金・傷病手当金を含む社会保険の請求代行をしております。